

7 景観形成重点地区のガイドライン

7 景観形成重点地区のガイドライン

01 各地区の景観特性と屋外広告物

板橋崖線軸地区

板橋崖線とその周辺地域には、起伏に富んだ「坂道」、緑豊かな「樹林地」、「湧水」などの自然環境や板橋十景に選定されている赤塚公園や徳丸・赤塚の田遊び、松月院など多くの歴史・文化的資源があります。

本地区ではこうした自然や文化、歴史を尊重するとともに、崖線という地形的特徴を踏まえ少し距離をおいてみる景観にも配慮し、屋外広告物を掲出する場合は、崖線の緑への眺望や連続性を阻害しないような配慮が求められます。

板橋崖線軸地区の区域



石神井川軸地区

石神井川周辺は、千本を超える桜が並び、開花の季節には区外の方も含め多くの方が訪れる桜の名所となっているだけでなく、歴史的な由来を持つ「板橋」や「加賀」を結ぶ重要な景観資源でもあります。

本地区では地域の資産である桜並木の存在感を阻害しないように、屋外広告物を掲出する場合は、自然との調和に配慮するとともに、緑豊かな景観の創出に寄与することも求められます。

石神井川軸地区の区域



加賀一・二丁目地区

加賀一・二丁目地区は、江戸時代には加賀藩の下屋敷があった歴史を持つ地域です。庭園の築山の一部分が史跡として加賀公園に保存されており、また、当時の面影を偲ばせる名称が地名や公共施設等に残っています。

幕末から明治以降には火薬製造などの軍用施設が存在し、その歴史を物語る文化財が保存されています。

戦後は大学などの各種学校、住宅、工場等が立地し、工場移転後には共同住宅が建設されるなど土地利用転換が進んでいますが、ゆったりとした敷地に緑地を確保するなど、石神井川の豊かな自然に配慮した良好な施設等が集積しています。

本地区において屋外広告物を掲出する場合は、歴史的な変遷が感じられる由緒ある地域として、品格にふさわしい景観の創出を担うことが求められます。

加賀一・二丁目地区の区域



常盤台一丁目・二丁目地区

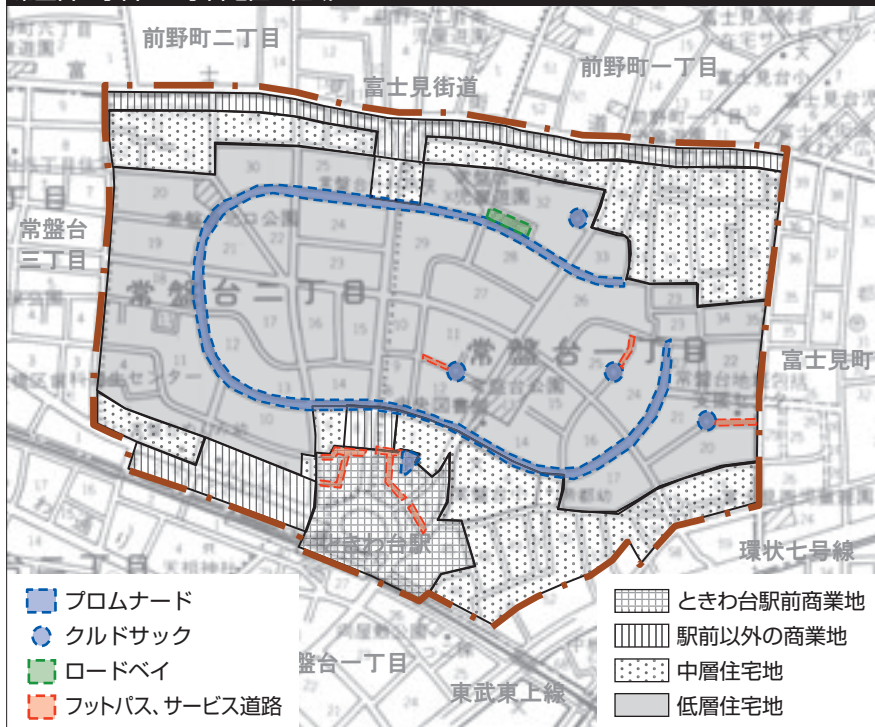
常盤台一丁目・二丁目地区は、昭和10年に欧米の住宅地計画手法を取り入れて開発された住宅地で、公共施設を中心として、ゆったりとした敷地に整然と閑静な住宅が建ち並んでいます。

駅前ロータリーには、シンボルのヒマラヤ杉とケヤキの緑がどっしりと構え、周辺の魅力ある商業地のにぎわいに季節感とうるおいを与えています。

また、住宅地はプロムナードやクルドサック、ロードベイ、フットパスなど、住環境を保全する街路計画に特徴があり、大きく育った街路樹の緑と庭の緑や生垣が一体となった常盤台ならではの景観が形成されています。

本地区において屋外広告物を掲出する場合は、区内でも有数の緑豊かな街並みを保全するために、品格や安らぎが感じられる景観の創出に寄与することが求められます。

常盤台一丁目・二丁目地区の区域



02 板橋崖線軸地区

現況の屋外広告物の掲出状況

主要道路沿いの商業集積地	- 事前協議制度により景観に配慮した屋外広告物が蓄積されており、緑に調和した景観が形成されています。 - 一部の沿道型店舗や時間貸し駐車場等に用いられた派手な広告物が緑や農地と対比的な要素となっています。 - 農地に隣接する交差点付近の野立て広告に派手な色彩が多用されており、走行車や通行者に対する地域の印象に影響していることも考えられます。
農地や崖線などの緑豊かな住宅地	- 歴史的な建物や寺社、公共施設等の文化財施設周辺に飲食店等が立地し、品格を感じさせる和風の看板等の自然に調和する良好な屋外広告物が表示されている一方で、時間貸し駐車場等に周辺と対比的な色彩が用いられています。 - 住宅地では広告物の表示自体が少なく、ごく一部の集合住宅や施設等で建物頂部に名称等が表示されていますが、箱文字や落ち着いた色彩とするなど背景との調和に配慮したものがほとんどです。

現況の屋外広告物景観



地色の彩度を抑えて周辺の緑との調和に配慮した屋外広告物



土と共通性のある落ち着いた色彩を基調とした屋外広告物が背景の板橋崖線緑地との一体感を感じさせる店舗



地域の特性を活かした雰囲気を出している街角の看板



店内と一体的にデザインされた暖かい雰囲気の看板



歴史的建物や寺社周辺の飲食店の趣きある和風看板

屋外広告物による景観形成の方向性

崖線や農地へのつながりを感じさせる自然豊かな景観の保全

屋外広告物による景観形成の考え方

崖線や農地へのつながりを感じさせる色彩や素材の屋外広告物を基本とし、ふるさとを想起させる景観を保全します。

土と緑との共通性を感じさせる板橋崖線軸地区ならではの雰囲気を出する低層部

土や緑との共通性を感じさせるアースカラーを基調とし、木材等の素材色を活かすなど、ナチュラルな雰囲気の屋外広告物を基本とし、板橋崖線軸地区ならではのもてなしを表現します。

崖線への眺望を保全する高層部

屋上や建物頂部に広告物を設置する場合は、箱文字を採用するなど建物と一体的に見えるようなデザインとし、崖線への眺望や周辺の街並みのまとまりを保全します。

板橋崖線軸地区における屋外広告物の配慮基準

チェックリスト		check
全区域共通の 推奨基準	本書 P.13 ～ P.17「効果的な屋外広告物をつくるポイント」を守ります。	☐
	本書 P.18 ～ P.21「種類別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
	本書 P.22 ～ P.29「要素別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
	本書 P.30 ～ P.31「地域別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
景観計画による 配慮事項	本書 P.32「全区共通の基本方針」を守ります。	☐
	本書 P.33「景観形成重点地区 板橋崖線軸地区における配慮事項」を守ります。	☐
エリア区分別の 推奨基準	屋外広告物は、板橋崖線の緑のまとまりや連続性を阻害しないよう、規模や高さ等を抑えるとともに、自然との調和に配慮した掲出位置や色彩とします。	☐
	屋上や建物頂部に設置する場合は、箱文字を基本とし、建築物と一体的な色彩やデザインとします。	☐
	屋外広告物は、地域の歴史や自然をいかし、木材や石材などの自然素材を積極的に活用し、板橋崖線軸地区ならではのにぎわいを演出します。	☐
	植栽と組み合わせるなど緑豊かな景観の創出に配慮します。	☐
	色数をできるだけ抑えることとし、地色の色彩は下表に示す推奨する色彩の範囲とします。	☐

屋外広告物の地色に推奨する色彩の範囲

誘導の強さのイメージ	
強 ※	低層部の屋外広告物の地色は中彩度色以下におさめ、高層部の屋外広告物は箱文字表示とします。
	※商業集積地の低層部は、高彩度色を避ける範囲とします。
低層部（主要道路沿いの商業集積地）	
赤色や黄色などの鮮やかな色彩を避けた範囲とします。（推奨する色彩例参照）	
低層部（上記以外の地域）	
全ての色相で、中彩度以下の範囲とします。（推奨する色彩例参照）	
高層部	
箱文字表示を基本とし、建物幅の 1/3 以下に収めます。	

地色：全体の印象に影響を与える面積の大きい色彩のことで、一つの広告物の中で、その表示面の 1/3 を超える色彩とします。

各色相で最高彩度の概ね 2/3（商業地）、1/2（住宅地）よりも鮮やかさを抑えた色を中心に、自然景観に調和しやすい色彩を選出しています。

地色に推奨する色彩の範囲の例

低層部（主要道路沿いの商業集積地）		
低層部（上記以外の地域）		
10R4.0/4.0 [09-40H]	5.0YR4.0/4.0 [15-40H]	7.5R3.0/6.0 [07-30L]
7.5YR5.0/6.0 [17-50L]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	5G3.0/6.0 [45-30L]
5GY5.0/4.0 [35-50H]	2.5G3.0/4.0 [42-30H]	5PB2.0/6.0 [75-20L]
10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR3.0/0.5 [19-30A]
N9.0 [N-90]	N6.0 [N-60]	N3.0 [N-30]

屋外広告物による景観形成のイメージ

板橋崖線軸地区における屋外広告物による景観形成のイメージです。



03 石神井川軸地区

現況の屋外広告物の掲出状況

石神井川沿い	• 用途が住宅の場合は屋外広告物の掲出自体が少なく、建物名称を示すサイン看板は落ち着いたものがほとんどです。 • ごく少数のビル等に派手な色彩を用いた屋上広告物が設置されており、連続する桜並木の上に望見される対比的な要素となっています。 • 小規模ながら、時間貸し駐車場や月極駐車場の管理広告、遊歩道に向けて設置された広告旗等に派手な色彩が用いられるなど、桜並木と対比的な要素も見られます。 • 橋から見える商店街には落ち着いたアーチ看板が設置されており、その先に見える商店街の催事フラッグ等による賑わいの演出が川沿いを散策する際の楽しさにもなっています。 • 点在する自動販売機は派手な色彩を基調としたものが多く、連続する豊かな緑と対比的な要素となっています。
--------	---

現況の屋外広告物景観



石神井川沿いの桜並木に調和する落ち着いた色彩を基調とした商店街のアーチ看板



橋から見える商店街の催事フラッグによる賑わいの演出



桜並木が連続する景観と対比的な自動販売機の色



素材を活かした看板にさりげない緑を組み合わせた飲食店



豊かな自然に調和する落ち着いた雰囲気のレストラン

屋外広告物による景観形成の方向性

石神井川沿いの桜並木が映える景観の保全

屋外広告物による景観形成の考え方

周辺の緑などの背景と調和する落ち着いた色彩や素材の屋外広告物を基本とし、連続する桜並木が映える景観を保全します。

桜並木との調和に配慮した石神井川沿いらしい低層部

低層部で屋外広告物を表示する場合は、豊かな自然に調和する色彩や素材を基本とした石神井川沿いらしいものとし、緑化と組み合わせるなど豊かな自然景観の創出にも寄与するものとします。

桜並木の存在感を保全する高層部

石神井川に架かる橋からは建物高層部が望みされるため、屋上や建物頂部への広告物の表示はできるだけ控えることとし、やむを得ず設置する場合は、落ち着いた色彩の箱文字とするなど、建物の外観全体が背景となる空や街並みに溶け込むようにします。

石神井川軸地区における屋外広告物の配慮基準

チェックリスト		check
全区域共通の 推奨基準	本書 P.13 ～ P.17「効果的な屋外広告物をつくるポイント」を守ります。	☐
	本書 P.18 ～ P.21「種類別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
	本書 P.22 ～ P.29「要素別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
	本書 P.30 ～ P.31「地域別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
景観計画による 配慮事項	本書 P.32「全区共通の基本方針」を守ります。	☐
	本書 P.34「景観形成重点地区 石神井川軸地区における配慮事項」を守ります。	☐
エリア区分別の 推奨基準	屋外広告物は、桜並木の存在感や連続性を阻害しないよう、規模や高さ等を抑えるとともに、自然との調和に配慮した掲出位置や色彩とします。	☐
	桜並木の上に望見される屋上や建物頂部では屋外広告物の表示を必要最小限とし、設置する場合は建築物と一体的な色彩やデザインの箱文字とします。	☐
	屋外広告物は、豊かな自然をいかし、木材や石材などの自然素材を積極的に活用し、石神井川地区らしさを演出します。	☐
	植栽と組み合わせるなど緑豊かな景観の創出に配慮します。	☐
	地色をできるだけ抑えることとし、地色の色彩は下表に示す推奨する色彩の範囲とします。	☐

屋外広告物の地色に推奨する色彩の範囲

誘導の強さのイメージ		低層部
強	低層部の屋外広告物の地色は中彩度色以下におさめ、高層部の屋外広告物は箱文字表示とします。	全ての色相で、中彩度以下の範囲とします。(推奨する色彩例参照)
		高層部 箱文字表示を基本とし、建物幅の 1/3 以下に収めます。

地色に推奨する色彩の範囲の例

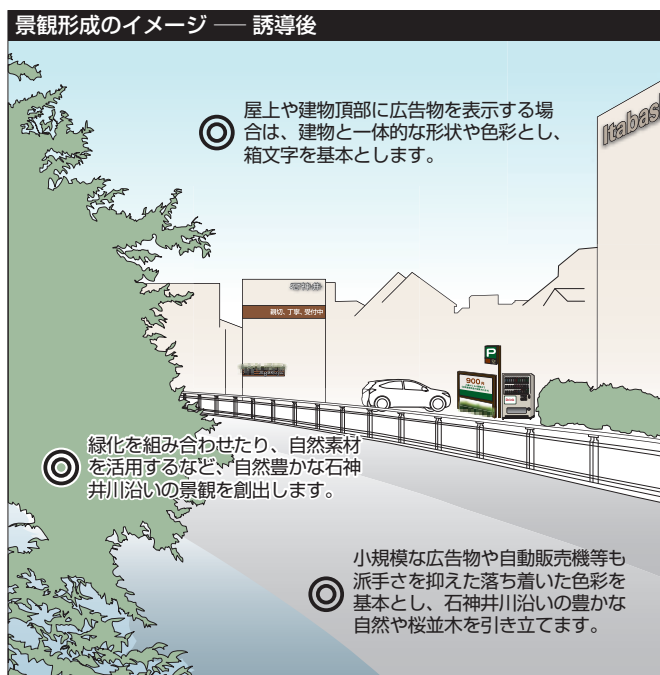
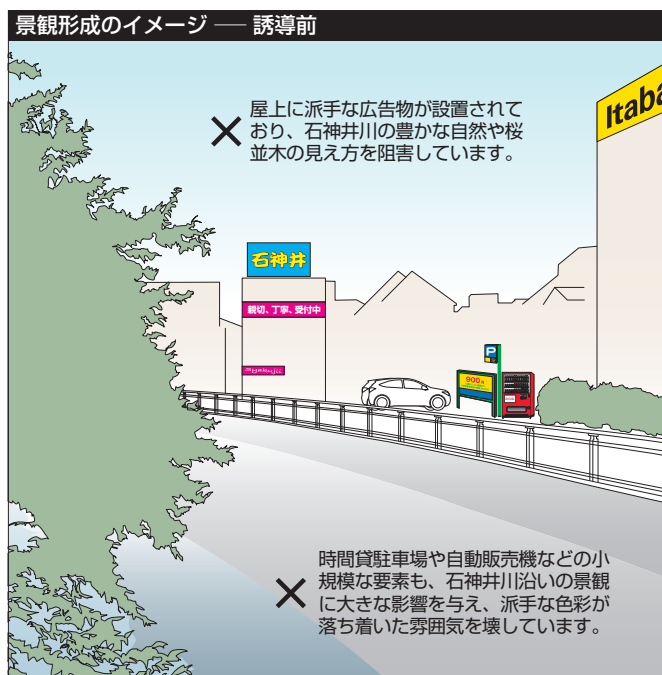
低層部		
7.5R2.0/4.0 [07-20H]	10R4.0/4.0 [09-40H]	2.5YR5.0/6.0 [12-50L]
5.0YR4.0/4.0 [15-40H]	10YR4.0/6.0 [19-40L]	10Y4.0/4.0 [29-40H]
5GY5.0/4.0 [35-50H]	2.5G3.0/4.0 [42-30H]	5PB3.0/2.0 [75-30D]
10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	10YR3.0/2.0 [19-30D]
2.5Y9.0/0.5 [22-90A]	2.5Y6.5/0.5 [22-65A]	10YR3.0/0.5 [19-30A]

地色：全体の印象に影響を与える面積の大きい色彩のことで、一つの広告物の中で、その表示面の 1/3 を超える色彩とします。

各色相で最高彩度の概ね 1/2 よりも鮮やかさを抑えた色を中心に、無彩色を避けた自然景観に調和しやすい色彩を選出しています。

屋外広告物による景観形成のイメージ

石神井川軸地区における屋外広告物による景観形成のイメージです。



04 加賀一・二丁目地区

現況の屋外広告物の掲出状況

加賀一・二丁目地区	- 研究施設等に緑豊かな外構と一体的なモダンなサイン看板が設置され、洗練された雰囲気を創出しています。 - 公共施設等のサイン看板は、箱文字などシンプルで落ち着いたものとなっています。 - 病院や大学等の建物頂部に名称を示すサイン看板が表示されていますが、ほとんどが箱文字や落ち着いた色彩を基調とした背景に融和するものとなっています。
加賀一・二丁目地区のうち石神井川沿いの区域	- 全般に屋外広告物の掲出が少なく、建物名称を示すサイン看板等も、緑に調和する落ち着いたものとなっています。 - 石神井川の豊かな緑に配慮したコンビニ店舗が立地し、他の地域とは違う落ち着いた雰囲気を創出しています。 - 一部の店舗等で派手な色彩の多用や情報の反復表示が見られ、緑豊かな落ち着いた景観と対比的な要素となっています。

現況の屋外広告物景観



桜並木に配慮して屋外広告物の色彩を調整した店舗



建物と一体的に見えるように計画された大学施設壁面の箱文字サイン



モダンで洗練された雰囲気の研究施設等のサイン看板



緑豊かな外構に調和する集合住宅のサイン看板



落ち着いた色彩を基調とした病院施設の案内サイン

屋外広告物による景観形成の方向性

豊かな緑が引き立つ品格にふさわしい景観の保全

屋外広告物による景観形成の考え方

落ち着いた色彩や素材の屋外広告物を基本とし、由緒ある緑豊かな文教地区として、品格にふさわしい景観を保全します。

文教施設の豊かな緑や歴史的な文化財が引き立つ低層部

低層部で屋外広告物を表示する場合は、落ち着いた色彩や素材を基本とし、緑化と組み合わせるなど由緒ある緑豊かな文教地区としての品格を創出します。

品格を感じさせる街並みのまとまりを保全する高層部

建物高層部は、地区全体の街並みやまとまりに影響し、石神井川沿いの桜並木の見え方に影響するものもあります。屋上や建物頂部への広告物の表示はできるだけ控えることとし、やむを得ず設置する場合は、落ち着いた色彩の箱文字とするなど、建物の外観全体が背景となる空や街並みに溶け込むようにします。

加賀一・二丁目地区における屋外広告物の配慮基準

チェックリスト		check
全区域共通の 推奨基準	本書 P.13 ～ P.17「効果的な屋外広告物をつくるポイント」を守ります。	☐
	本書 P.18 ～ P.21「種類別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
	本書 P.23 ～ P.29「要素別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
	本書 P.30 ～ P.31「地域別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
景観計画による 配慮事項	本書 P.32「全区共通の基本方針」を守ります。	☐
	本書 P.35「景観形成重点地区 加賀一・二丁目地区における配慮事項」を守ります。	☐
エリア区分別の 推奨基準	屋外広告物は、桜並木の存在感や連続性を阻害しないよう、規模や高さ等を抑えるとともに、自然との調和に配慮した掲出位置や色彩とします。	☐
	桜並木の上に望見される屋上や建物頂部では屋外広告物の表示を必要最小限とし、設置する場合は建築物と一体的な色彩やデザインの箱文字とします。	☐
	屋外広告物は、木材等の自然素材やガラスや金属等の素材色をいかし、豊かな緑が引き立つ品格にふさわしい演出をします。	☐
	植栽と組み合わせるなど緑豊かな景観の創出に配慮します。	☐
	色数をできるだけ抑えることとし、地色の色彩は下表に示す推奨する色彩の範囲とします。	☐

屋外広告物の地色に推奨する色彩の範囲

誘導の強さのイメージ		低層部
強	低層部の屋外広告物の地色は中彩度色以下におさめ、高層部の屋外広告物は、箱文字表示とします。	全ての色相で、中彩度以下の範囲とします。(推奨する色彩例参照)
		高層部 箱文字表示を基本とし、建物幅の 1/3 以下に収めます。

地色：全体の印象に影響を与える面積の大きい色彩のことで、一つの広告物の中で、その表示面の 1/3 を超える色彩とします。

各色相で最高彩度の概ね 1/2 よりも鮮やかさを抑えた色を中心に、自然景観に調和しやすい色彩を選出しています。

地色に推奨する色彩の範囲の例

低層部		
7.5R2.0/4.0 [07-20H]	2.5YR5.0/6.0 [12-50L]	10YR7.0/6.0 [19-70L]
2.5Y7.0/6.0 [22-70L]	5.0Y7.0/6.0 [25-70L]	10Y6.0/4.0 [29-60H]
7.5GY5.0/4.0 [37-50H]	2.5G3.0/4.0 [42-30H]	5PB3.0/2.0 [75-30D]
10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR3.0/2.0 [19-30D]
N9.0 [N-90]	N6.0 [N-60]	N3.0 [N-30]

屋外広告物による景観形成のイメージ

加賀一・二丁目地区における屋外広告物による景観形成のイメージです。



05 常盤台一丁目・二丁目地区

現況の屋外広告物の掲出状況

ときわ台駅前商業地及び駅前以外の商業地	・玄関口となる駅周辺の商業ビルに派手な広告物が多く掲出されており、地域を印象づける要素となっています。 ・地元の店舗等で、こだわりを感じさせる和風看板やシンプルで洗練された看板なども多く見られます。 ・看板とともに植栽を配置した店舗が、街路樹とともに通りに常盤台らしいおいを創出しています。 ・一部の立て看板やのぼり旗等が歩道上に掲出されており、通行の妨げとなっています。
中層住宅地及び低層住宅地	・地元の医院などで、素材色を活かした温もりや風格が感じられるサイン看板が用いられており、穏やかな住宅地の景観と調和しています。 ・不動産の管理広告など、小さいながらも落ち着いた住宅街の中では、目立ちやすく突出感があるものも見られます。 ・住宅地に点在する時間貸駐車場で派手な色彩や光源が用いられており、周辺と対比的なものも多く見られます。

現況の屋外広告物景観



屋外広告物の掲出位置を揃えたり地色を落ち着いた色彩とするなど配慮が感じられる駅周辺の商業ビル



広告物の掲出量が多く秩序感のない駅周辺の商業地



常盤台らしいおいを創出している看板とディスプレイ



もてなしの心が感じられる軒先の緑が添えられた立看板



歴史と風格を感じさせる住宅地に立地する医院の看板

屋外広告物による景観形成の方向性

緑があふれ品格が漂う景観の保全

屋外広告物による景観形成の考え方

豊かな緑が映える色彩や素材の屋外広告物を基本とし、緑があふれ品格が漂う落ち着いた常盤台らしい景観を保全します。

地域の顔として品格を感じさせる駅前および駅前以外の商業地の低層部

常盤台の玄関口にふさわしい駅前や商業地の景観を形成するため、過剰な屋外広告物の表示を避け、色数を抑えたり、掲出位置や大きさを揃えとともに、緑を添えるなど常盤台らしさの演出にも配慮します。

緑との調和や安らぎが感じられる中層住宅地及び低層住宅地の低層部

常盤台らしいプロムナードなどの連続する街路樹や庭木、ガーデニングなどの豊かな緑と調和する落ち着いた色彩や素材を活用した屋外広告物を基本とし、品格と安らぎが感じられる住宅地景観を保全します。

品格が漂う街並みのまとまりを保全する地区全体の高層部

高層部での屋外広告物の掲出は必要最小限とし、掲出する場合は箱文字を基本として街並みのまとまりを保全します。

常盤台一丁目・二丁目地区における屋外広告物の配慮基準

チェックリスト		check
全区域共通の 推奨基準	本書 P.13 ～ P.17「効果的な屋外広告物をつくるポイント」を守ります。	☐
	本書 P.18 ～ P.21「種類別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
	本書 P.22 ～ P.29「要素別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
	本書 P.30 ～ P.31「地域別の配慮事項」の該当事項を守ります。	☐
景観計画による 配慮事項	本書 P.32「全区共通の基本方針」を守ります。	☐
	本書 P.36「景観形成重点地区 常盤台一丁目・二丁目地区における配慮事項」を守ります。	☐
エリア区分別の 推奨基準	屋外広告物は、地域のシンボルである豊かな緑との調和が感じられるよう、規模や情報量を抑えるとともに、周辺店舗やテナントと協力して掲出位置や大きさ等を揃えます。	☐
	屋上や建物頂部に設置する場合は、箱文字を基本とし、建築物と一体的な色彩やデザインとします。	☐
	窓面広告物（外側・内側）の表示は行わず、とくに開口部を覆うような表現は避けます。	☐
	植栽と組み合わせるなど緑豊かな景観の創出に配慮します。	☐
	地色をできるだけ抑えることとし、地色の色彩は下表に示す推奨する色彩の範囲とします。	☐

屋外広告物の地色に推奨する色彩の範囲

誘導の強さのイメージ	
強 ※	低層部の屋外広告物の地色は中彩度色以下におさめ、高層部の屋外広告物は箱文字表示とします。
	※商業地の低層部は、高彩度色を避ける範囲とします。
低層部（駅前および駅前以外の商業地） 赤色や黄色などの鮮やかな色彩を避けた範囲とします。（推奨する色彩例参照）	
低層部（住宅地） 全ての色相で、中彩度以下の範囲とします。（推奨する色彩例参照）	
高層部 箱文字表示を基本とし、建物幅の 1/3 以下に収めます。	

地色：全体の印象に影響を与える面積の大きい色彩のことで、一つの広告物の中で、その表示面の 1/3 を超える色彩とします。

各色相で最高彩度の概ね 2/3（商業地）、1/2（住宅地）よりも鮮やかさを抑えた色を中心に、自然景観に調和しやすい色彩を選出しています。

地色に推奨する色彩の範囲の例

低層部（駅前および駅前以外の商業地）		
低層部（住宅地）		
2.5YR5.0/6.0 [12-50L]	10YR7.0/6.0 [19-70L]	10R3.0/6.0 [09-30L]
5.0Y7.0/6.0 [25-70L]	10Y6.0/4.0 [29-60H]	5BG3.0/6.0 [55-30L]
2.5G3.0/4.0 [42-30H]	5PB3.0/2.0 [75-30D]	5PB2.0/6.0 [75-20L]
10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	10YR3.0/2.0 [19-30D]
2.5Y9.0/0.5 [22-90A]	2.5Y6.5/0.5 [22-65A]	10YR3.0/0.5 [19-30A]

屋外広告物による景観形成のイメージ

常盤台一丁目・二丁目地区における屋外広告物による景観形成のイメージです。

